

武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和7年12月3日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する
条例

(武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

第1条 武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3 から 5 まで (略)	(期末手当) 第8条 (略) 2 期末手当の額は、次項に規定する期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて規則で定める割合を乗じて得た額とする。 3 から 5 まで (略)	字句の改正
(勤勉手当) 第9条 (略) 2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 から 5 まで (略)	(勤勉手当) 第9条 (略) 2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に<u>100分の118.75</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 3 から 5 まで (略)	字句の改正

(武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年12月武蔵野市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
付 則 1 (略) (勤勉手当に関する特例措置) 2 令和6年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の7.5」と、令和7年6月及び同年12月に支給する勤勉手当に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の58.75」とする。	付 則 1 (略) (勤勉手当に関する特例措置) 2 令和6年12月に支給する勤勉手当に係る改正後の第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の7.5」と、令和7年6月に支給する勤勉手当に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の58.75」とする。	字句の削除

付 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定及び第2条の規定による改正後の武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

- 令和7年12月に支給する期末手当に係る新条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の127.5」とする。

(勤勉手当に関する特例措置)

- 令和7年12月に支給する勤勉手当に係る新条例第9条第2項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の61.25」とする。

(提案理由)

会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給月数を変更するため、所要の改正をするものである。